

## 第三者評価結果報告書

①民間あっせん機関名

公益社団法人 家庭養護促進協会神戸事務所

②第三者評価実施機関名

一般社団法人ぱ・まる

③第三者評価の受審状況

評価実施期間 契約日(開始日)	令和6年5月1日
評価実施期間 評価結果報告日	令和6年12月31日

④総評

＜特に評価が高い点＞

【縁組成立後の養親・児童への支援】

養親や子どもに対する交流イベント等が定期的に開催され、養親間の情報交換、相談、学びの場としても機能しています。他のあっせん機関経由で養親となられた方の参加もあり、養親にとって養育のスキルアップの場としても機能しています。里親支援と共に、地域の養親や里親への支援が、幅広く展開されています。コロナ禍の制限緩和に伴い、養親や児童が参加するイベントや行事等の参加も再開拡充されています。

＜改善が求められる点＞

【アセスメント手法の拡充】

養親希望者のアセスメントについて、専門職や複数職員の関与で、公平・公正・適正となるよう努められていますが、基準や考慮点等を、より明確にしていく事によって、適正判断の平準化、適切な養親選定の拡充に繋げられるかと思われます。

＜その他＞

児童相談所を経由した子どものあっせんが主であり、地域の行政と密着型のあっせん機関であるため、養親希望者の募集も他のあっせん機関と大きく異なり、行政主導の対象児童個々に対する公募形式となっています。

民間養子縁組あっせん機関第三者評価は、民間養子縁組あっせん機関を相互に比較した相対評価ではありません。

厚生労働省により示される評価項目と評価の方法に従い、かつ、各あっせん機関が置かれた地域の地域事情や経年的な実践状況を踏まえ、許可権者である都道府県(指定都市を含む)へ許可申請時に提出され認められた業務方法書を含む申請内容を尊重した上で、実施判定しています。

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
No.1 I-1-(1)-① 基本方針が明文化され、周知が図られている。	a	法人の考え方や想いは、ホームページ、パンフレット等に記載されています。説明会や面接時、研修時に基本方針等が伝えられています。	
<input type="checkbox"/> 基本方針が、文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 <input type="checkbox"/> 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっており、職員への周知が図られている。 <input type="checkbox"/> 基本方針は、職員への周知はもとより、児童、生みの親、養親希望者及び業務上連携する関係者・機関に周知され、十分な理解を得るよう努めている。			
No.2 I-2-(1)-① 事業の安定性や継続性を担保する事業計画が適切に策定されている。	b	事業計画は、理事会で事業ならびに収支等について報告され、検討策定に至っています。	
<input type="checkbox"/> 基本方針の実現に向けた目標が明確にされている。 <input type="checkbox"/> 経営状況や支援内容、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点が明らかにされている。 <input type="checkbox"/> 単年度の事業計画が策定されている。また、必要に応じて中長期計画が策定されている。 <input type="checkbox"/> 事業計画には、収支計画に関する事項が含まれている。			
No.3 I-2-(1)-② 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	a	事業計画は、職員参画の基に話し合われ、策定に繋げられています。半期で評価が行われ、理事会に報告されています。	
<input type="checkbox"/> 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。 <input type="checkbox"/> 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。 <input type="checkbox"/> 実施状況の把握や評価結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。			
No.4 I-2-(1)-③ 事業計画は、職員や生みの親及び養親希望者等に周知され、理解を促している。	b	事業計画は職員間で話し合われ、周知、理解の促進に努められています。あっせんに係る内容は、生みの親・養親希望者に説明されています。	
<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る事項について、職員に対し、周知を図り、理解を促す取組が行われている。 <input type="checkbox"/> 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容は、生みの親及び養親希望者等に周知(配布、説明等)されている。 <input type="checkbox"/> 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容を、分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、生みの親及び養親希望者等がより理解しやすいような工夫を行っている。			

		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
No.5	I-3-(1)-① 養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	発生した課題に対する取組は、的確に行われています。研修計画の明確化が望されます。	
	<input type="checkbox"/> 質の向上に向け、PDCAサイクルを意識し、組織として実施している。 <input type="checkbox"/> 自己評価や生みの親や養親へのアンケートの実施、第三者評価の受審等を行っている。 <input type="checkbox"/> 評価結果や苦情相談の受付・対応状況等について、分析・検討し、質の向上につなげるための仕組みがある。			
No.6	I-3-(1)-② 自己評価等の評価結果に基づき、取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	課題は職員間で共有され、必要に応じた改善、取組に努められています。定期的、計画的な仕組みの拡充が望されます。	
	<input type="checkbox"/> 自己評価、第三者評価等の結果を踏まえ、改善の課題を明確にしている。 <input type="checkbox"/> 職員間で課題の共有化が図られている。 <input type="checkbox"/> 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。 <input type="checkbox"/> 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。			
No.7	II-1-(1)-① 養子縁組あっせん責任者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	養子縁組あっせん責任者は、基本方針を踏まえた事業の取組の方向性の示唆、相談支援等にリーダーシップを発揮し、ミーティングや会議の場でも、職責を意識した支援に取り組まれています。	
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者は、基本方針等を踏まえた取組を具体化し、明確にしている。 <input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、職員に周知が図られている。			
No.8	II-1-(1)-② 養子縁組あっせん責任者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	養子縁組あっせんに係る法令等について、養子縁組あっせん責任者研修をはじめ、厚生労働省からの研修に参加し、実務者も可能な範囲での参加が出来るよう努められています。	
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、遵守すべき法令等を正しく理解している。 <input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組あっせん責任者に係る研修に参加している。※法定事項 <input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん機関職員に係る研修に、職員を参加させるなど、組織全体で法令遵守するための具体的な取組を養子縁組あっせん責任者が行っている。			

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
No.9 II-1-(2)-① 養子縁組あっせん責任者は、養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	b	今までの事例を基に、振り返りを行い、よりよい支援の提供に繋がるよう検討する場が設定されており、責任者として指導力を発揮されています。	
No.10 II-2-(1)-① 必要な人材の確保・育成・定着等に関して、具体的な取組が実施されている。	b	個々の職員の育成、スーパーバイズを意識した業務に取り組まれています。研修機会の確保に努められており、職員個々に必要と思われる研修参加が行われています。	職員が興味のある内容の研修については、積極的に参加を促し、費用負担等研修参加機会の拡充に努められています。
No.11 II-2-(2)-① 職員が意見を表明しやすく、相談しやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	職員会議では、自由に意見を出しやすい環境作りに努められており、情報共有や助言がしやすいように配慮されています。職員会議で事案に対する報告や意見交換が行われ、担当職員が背負い込むような事がないよう、あっせん機関全体として課題に取り組む事を意識されています。	

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
No.12 II-3-(1)-① 経営・運営の非営利性が確保されている。	a	行政からの委託費、補助金、民間からの寄付金等のみで運営されており、手数料は徴収されていません。公益社団法人として、非営利制を確保した運営に配慮されています。	
No.13 II-3-(1)-② 経営・運営の非営利性について説明責任を果たしている。	a	契約書・重要事項説明書等で、説明されており、実費負担等が生じる場合は、使途を明確にした上で徴収されています。	
No.14 II-4-(1)-① 経営・運営の透明性を確保するための情報公開等が行われている。	a	ホームページ上で負担する金額等が公表されています。手数料に該当する部分の徴収はありません。	

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
No.15 II-5-(1)-① 民間あっせん機関が業務を行ううえで必要となる社会資源が明確になっており、活用する仕組みがある。	a	養子成立後でも、相談案件や課題、疑問に応じた、関係機関への連携や助言提供に努められています。児童相談所連携事案が原則であるため、児童相談所側の関係機関支援が提供されています。	個々の養親に向けては、個別必要性が想定される地域の社会資源等の案内が行われています。
<input type="checkbox"/> 自らの役割及び自らの機能を達成するために必要となる関係機関を含む社会資源を認識し、関係する情報を収集している。 <input type="checkbox"/> 収集した情報について、業務に携わる職員が常に活用できるよう、業務方法書等により共有している。 <input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に対して、関係機関による支援が利用可能であることを適切に情報提供している。※法定事項			
No.16 II-5-(1)-② 関係機関との連携・協働による支援が適切に行われている。	a	児童相談所連携事案が原則であるため、児童相談所側の関係機関支援が提供されています。	
<input type="checkbox"/> 関係機関と連携・協働して支援できる体制を構築するよう努めている。 <input type="checkbox"/> 関係機関との連携に際し、必要に応じて児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に関する情報提供、情報授受がある旨を説明し、同意を得るよう努めている。 <input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん事業の業務の一部を委託する場合には、当該機関が法第6条第1項の許可を得ていること、関連法令等を遵守していることを確認している。			
No.17 III-1-(1)-① 生みの親による養育可能性の模索が適切に行われている。	a	生みの親の環境も踏まえ、様々な選択肢を提案した上で、生みの親の意思と意向を尊重されています。児童相談所連携事案が原則であるため、児童相談所側の関係機関支援が提供されています。	
<input type="checkbox"/> 具体的に養子縁組の検討を進める段階において、生みの親との面接をして事情を聴取している。※法定事項 <input type="checkbox"/> 生みの親の家族や親族との面接の必要性を適切に判断し、必要な場合は面接を行っている。 <input type="checkbox"/> 生みの親や家族、親族との面接を通じて、生みの親の養育力やその環境等についてアセスメントを行っている。 <input type="checkbox"/> 生みの親の置かれた状況を把握したうえで、その経済的な問題や子育ての問題を解決するための選択肢を検討することについて、十分な理解を得られるよう、丁寧に説明している。			

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
No.18 III-1-(1)-② 児童や生みの親、養親候補者に対して養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報を適切に提供している。	a	児童相談所による調整を経てのあっせんケースでは、生みの親に対して児童相談所による支援が提供されています。養親希望者に対しては、理解納得できるまで、面談を重ね、必要な情報の提供に努められています。	
No.19 III-1-(1)-③ 生みの親からの同意が適切な方法でとられている。	a	出生後最終確認を含めた同意書の取得がなされています。児童相談所による調整を経てのあっせんケースは、児童相談所において、適切な同意過程が形成されていると思われます。	
No.20 III-1-(1)-④ 養子縁組のあっせん・相談支援の開始・過程において、児童や生みの親、養親希望者にわかりやすく説明している。	a	パンフレットを活用し、流れや仕組みが理解できるまで、丁寧な説明に努められています。	

		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
No.21	III-1-(2)-① 養親希望者やその家族、家庭状況等について丁寧に情報収集を行っている。	a	養親希望者には、家族を含め面談が行われています。家庭訪問は必須で実行されており、人的環境を含めた情報収集に努められています。	養親希望者の家庭訪問の際は、同居の親族や近隣在住の親族の意向・理解も確認されています。親族が遠方の場合でも、意向確認は行われています。
	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを行う前に、養親希望者及びその全ての同居家族と面会を行っている。 <input type="checkbox"/> 少なくとも一度は養親希望者の家庭訪問を行い、養親希望者及びその全ての同居家族の意向、家庭状況等を把握し、養親として適切な養育ができるかを判断するための情報収集を丁寧に行っている。			
No.22	III-1-(2)-② アセスメントやマッチングについて、組織的な検討と決定を行っている。	a	医師や心理士の参加もあり、職員全体での検討も踏まえながら検討と決定が行われています。	
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者を含めた複数の職員が、業務方法書に基づくアセスメントや組織的な検討を行うなどの適切な手続きによりマッチングをしている。 <input type="checkbox"/> アセスメント、マッチングにおいて、医療職、心理職等の助言を得られる体制が確保されており、必要な助言を得ている。 <input type="checkbox"/> 養親候補者の選定は、専門的な知識及び技術に基づき、児童の最善の利益を最大限考慮しながら行っている。			
No.23	III-1-(2)-③ 国内におけるあっせんが優先されている。	-	評価対象期間において、国際養子縁組の対象実績はありません。	
	<input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組のあっせんは、国内における養子縁組の可能性を十分に模索したうえで実施している。※法定事項			
No.24	III-1-(2)-④ 国際養子縁組を行う場合、マッチングの手順が適切に実施され、養子縁組成立後の支援が担保されている。	-	評価対象期間において、国際養子縁組の対象実績はありません。	
	<input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組を行う場合、適正な手続きによりマッチングが行われている。 <input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組を行う場合、養子縁組成立後に至るまで、相手先国において支援が適切に提供されることを確認している。			

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
No.25 III-1-(3)-① あっせん前の児童の一時的な養育は、適切な環境で行われている。	a	児童相談所経由以外の事案においては、医療機関との委託契約が結ばれており、必要な支援が提供出来るよう連携されています。児童相談所による調整を経てのあっせんケースについては、生みの親に、児童相談所による支援が提供されていると思われます。	
No.26 III-1-(3)-② あっせん前の児童の一時的な養育及び養親候補者による児童の養育の開始に関する手続きが適切に行われている。	a	児童相談所経由事案については、あっせん機関の推薦により、里親申請され、児童相談所の決定で養親希望者に児童を引き継ぐため、児童相談所の措置として、適切な手続が行われていると思われます。 直接事案には、養親候補者に対して必要な適切な支援の提供に努められています。	
No.27 III-1-(4)-① 養親候補者による児童の養育開始から、養子縁組成立までの支援が適切に行われている。	a	児童相談所経由事案については、あっせん機関の推薦により、里親申請され、児童相談所の決定で養親希望者に里親委託として児童を引き継ぐため、児童相談所の措置として、適切な手続が行われていると思われます。職員が定期的な訪問により状況確認を行っています。 直接事案には、養親候補者に対して必要な適切な支援の提供に努められています。	

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
No.28 III-1-(4)-② 養子縁組の申立手続き等に関する情報提供が適切に行われている。	a	児童相談所との連携で、適切な情報提供、助言、指導が行われています。	
<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育の監護状況から、法律上の親子関係を成立させることができ望ましいと考えられる場合、速やかに家庭裁判所への申立等の手続きをとるよう、養親候補者に指導及び助言を行っている。			
No.29 III-1-(5)-① 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童の保護が適切に行われている。	a	児童相談所経由事案については、里親養育期間中となるため、児童相談所が速やかに、措置変更等で対応されています。直接事案については、児童相談所や社会的養護関係施設等、必要な資源を活用した対応体制を構築されています。	
<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合の対応について、業務方法書等に定めている。  <input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童の保護を適切に行い、必要に応じて関係機関に連絡するなどの適切な対応を行っている。  <input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育の中止を求めたときは、監護の権利を有する者への児童の引渡し、児童相談所に対する要保護児童通告など、適切な措置を講じている。※法定事項			
No.30 III-1-(5)-② 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童と養親候補者への支援が適切に行われている。	a	児童に対しては、児童相談所が措置変更で適切なケアと支援が提供されていると思われます。 養親候補者に対しては、個別ケースの内容を検討した上で、適切な支援の提供に努められています。 業務方法書に手順が明示されています。	
<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童と養親候補者の双方に対して、丁寧なケアを行っている。  <input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された養親候補者を次の養子縁組のあっせんで優先するなどは行っていない。  <input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された理由や、中止後の児童の様子等について丁寧に確認を行っている。  <input type="checkbox"/> 児童を次の養親希望者にあっせんするにあたっては、養親希望者の選定をより丁寧に行うなど、養子縁組前養育の中止が繰り返されないよう配慮している。			

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
No.31 III-1-(6)-① 養子縁組成立後の児童への支援が適切に行われている。	a	<p>□ 児童に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。</p> <p>□ 児童に対し、継続的な心身の支援を行っている。</p> <p>□ 児童に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。</p> <p>□ 児童の養育・支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。</p>	<p>成立後の養親と児童に対して、情報提供や交流機会等が継続されています。児童に対しては、児童相談所が措置変更で適切なケアと支援が提供されていると思われます。養親候補者に対しても、個別ケースの内容を検討した上で、適切な支援の提供に努められています。</p>
No.32 III-1-(6)-② 養子縁組成立後の養親家庭への支援が適切に行われている。			
<p>□ 養親が必要な時に相談できる支援体制を構築している。</p> <p>□ 養親や養子となった児童に対して自ら支援すると同時に、そのニーズを把握し、気持ちを丁寧に聞きながら、適切な支援機関との協働を行っている。</p> <p>□ 養親や養子となった児童への定期的・継続的な訪問などにより関係性の維持を図りつつ、子どもの発達段階に応じた悩みに対する助言などを行っている。</p> <p>□ 遠隔地の養親及び養子となった児童には、養子縁組成立前から、養親居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と養親との関係づくりを行うなど、継続的な支援が行える体制を整えている。</p> <p>□ 養子となった児童から自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合は、丁寧に相談に応じたうえで、当該児童の年齢等を踏まえ、適切な助言・対応を行っている。</p>			

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
No.33 III-1-(6)-③ 養子縁組成立後の生みの親への支援が適切に行われている。	a	<p>経過については記録され、職員間で必要な支援の提供に努められています。直接の相談業務や、社会資源にかかる支援等が行われています。</p> <p>児童相談所経由事案については、児童相談所の措置の一環として進行されたため、生みの親への支援は、引き続き児童相談所の対応となる場合もあります。</p>	
<input type="checkbox"/> 生みの親に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。 <input type="checkbox"/> 生みの親に対し、自ら継続的な心身の支援を行っている。 <input type="checkbox"/> 生みの親が生活を立て直すための支援等に関する情報提供や、関係機関へのつなぎを行っている。 <input type="checkbox"/> 生みの親に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。 <input type="checkbox"/> 生みの親への支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。			
No.34 III-2-(1)-① 養子縁組のあっせん・相談支援について標準的な実施方法が文書化され、それに則った養子縁組あっせん・相談支援が実施されている。	a	<p>業務方法書には、法人並びにあっせん機関としての考え方や意図が反映された内容が記載されています。</p> <p>業務方法書の意図に沿った支援の提供が心がけられており、一律ではない、その養親希望者が必要とする説明の提供に努められています。</p>	
<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の標準的な実施方法が、業務方法書として文書化されている。 <input type="checkbox"/> 業務方法書には、養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法がわかりやすく記載されている。 <input type="checkbox"/> 職員や個別事例により支援の質が異なるよう、特に重要な事項については、必要な様式を定めるなど、具体的な業務内容と留意事項が標準化されている。 <input type="checkbox"/> 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 <input type="checkbox"/> 業務方法書に則った養子縁組のあっせん・相談支援が実施されている。 <input type="checkbox"/> 業務方法書における養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法などの必要な事項について、生みの親や養親希望者に十分に説明されている。			
No.35 III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	<p>年間会議スケジュールの中で、検証する仕組みが明示されています。臨時に変更する場合の手順も定められています。</p>	
<input type="checkbox"/> 業務方法書の内容は、定期的に検証されている。 <input type="checkbox"/> 業務方法書の内容に見直しが必要となった場合の方法が定められている。			

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
No.36 III-2-(2)-① 養親希望者の適性評価と選定が適切に行われている。	a	<p>□ 養親希望者の適性について、児童を養育する上の強みや課題を総合的に勘案して、様々な観点から評価・判断されている。</p> <p>□ 養子縁組のあっせんを希望する理由や、養子縁組あっせんを申し込むに至った経緯については、特に丁寧な聴き取りを行っている。</p> <p>□ 養親希望者の適性評価を行うために確認すべき内容及び適性評価を組織的に検討・決定する方法が具体的に定められている。</p> <p>□ 養親希望者の適性評価が、定められた様式等に則り、適切な手順により実施されている。</p>	面談時には養親希望夫婦間の、考え方や温度差を踏まえ、養親個々での面談や、家族等も含めた面談により、適正判断に繋げられています。
No.37 III-2-(2)-② 養親希望者への情報提供、研修等が適切に行われている。	a	<p>□ 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、児童の特性や発達に関する理解を深めさせている。</p> <p>□ 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、真実告知の重要性について理解を促している。</p> <p>□ 養親希望者の受講する研修において、児童への関わり方を実践的に習得できるカリキュラムを作成している。</p> <p>□ 養親希望者の研修への取組状況や内容についての理解等を通じ、養親希望者の強み・課題を把握している。(委託先研修担当者からの報告等)</p>	研修のカリキュラムには、養子縁組成立後の養親をパネラーとして招き、担当職員がモレーテーを担って、実体験を基にした研修となるディスカッションの内容が提供されています。
No.38 III-2-(3)-① 帳簿への記録が適切に行われ、記録された内容が職員間で共有化されている。	b	<p>□ 規則第7条第1項に規定する記載事項を記載した帳簿を備えつけている。※法定事項</p> <p>□ 帳簿は養子縁組あっせんのケースごとにファイリングされている。</p> <p>□ 帳簿の記載内容や表現は適切である。</p> <p>□ 養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報が、職員間で共有されている。</p> <p>□ 児童、生みの親、養親希望者等に関する情報収集、保管、使用に関するルールを業務方法書に定めている。</p> <p>□ 児童が自らの出自を知ることができるように、児童に関する情報、生みの親に関する情報及び養子縁組の経緯についての情報が帳簿に記録・保管されている。</p>	児童からの出自に関する問い合わせ等は、記録を基に、丁寧に説明されています。

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
No.39 III-2-(3)-② 帳簿の永続的な保管体制が確立されている。	<b>b</b>	保管状況に留意し、滅失防止に取り組まれています。引継ぎ可能性については、重要事項説明書に明示されています。	
<input type="checkbox"/> 不慮の災害等による帳簿の滅失防止のために、十分な対策がとられている。 <input type="checkbox"/> 記録の保管及び事業許可取消し時又は事業廃止時の引継ぎの可能性について、養親希望者及び生みの親に対して事前に説明し、理解を求めている。			
No.40 III-2-(3)-③ 帳簿に記載された情報の取扱いが適切に行われている。	<b>b</b>	帳簿の保管は適切に行われています。	
<input type="checkbox"/> 児童の求めに応じ、帳簿の一定の情報を民間あっせん機関等から児童に対して提供する可能性があることを、生みの親に対してあっせんの段階で説明し、その意向を十分確認するとともに、あらかじめ同意を得ている。 <input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の記録について、プライバシー保護の観点から、関係者の情報管理を徹底している。 <input type="checkbox"/> 個人情報の取扱いについて定めた文書がある。 <input type="checkbox"/> 職員が個人情報保護規程等を理解し、遵守している。			
No.41 III-2-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知している。	<b>a</b>	苦情解決規定が策定されており、苦情解決のフローチャートが明示されています。フローチャート・重要事項説明書に、苦情解決責任者・受付担当者の明示があります。	
<input type="checkbox"/> 苦情解決に関する体制及び流れについて定めた文書がある。 <input type="checkbox"/> 苦情解決体制について、文書や掲示により、その仕組みを分かりやすく周知している。			
No.42 III-2-(4)-② 児童や生みの親、養親希望者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、周知している。	<b>a</b>	研修後のアンケートやイベント等を通して、意見や相談がしやすい環境作りに努められています。担当者との関係性を大切にしており、日常から相談や意見を言いやすいよう留意されています。	
<input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親及び養親希望者が意見を述べやすく、相談しやすい体制が確保されている。 <input type="checkbox"/> 相談体制について、児童、生みの親、養親及び養親希望者に周知している。 <input type="checkbox"/> アンケートの実施やイベント開催による交流等、意見を積極的に把握する機会をついている。			

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
No.43 III-2-(4)-③ 児童や生みの親、養親及び養親希望者からの相談や意見、苦情等に対して、適切な対応をしている。	a	<p>□ 相談や意見、苦情等を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めた対応マニュアルを整備している。</p> <p>□ 相談や意見、苦情等について、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p>□ 相談や意見、苦情等にもとづき、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に関わる取組が行われている。</p> <p>□ 児童や生みの親、養親、養親希望者からの要望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明している。</p> <p>□ 養親希望者が意見や苦情を述べたことにより養子縁組のあっせんを行わないなど、養親希望者が意見等を述べにくくするような言動を行っていない。</p>	
No.44 III-2-(5)-① 安心・安全な養子縁組のあっせん・相談支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	<p>□ 養子縁組のあっせん・相談支援の過程で起こり得る緊急事態を想定し、事故対応マニュアルを作成して職員に周知するなど、リスクマネジメント体制を構築している。</p> <p>□ 緊急時における関係機関との連絡・協力体制をあらかじめ構築している。</p>	